

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条、水防法（昭和24年法律第193号）第25条及び寿都町防災会議条例（昭和37年条例第30号）の規定に基づき、寿都町防災会議が作成する計画であり、寿都町の地域に係る防災に関し、予防、応急、及び復旧等の災害対策を総合的、計画的かつ具体的に実施するにあたり、防災関係各機関がその機能の全てをあげて町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め防災の万全を期することを目的する。

- 1 寿都町の区域を管轄し若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱に関する事。
- 2 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に必要な防災の組織に関する事。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関する事。
- 4 災害の発生に伴う被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基に、人命優先、経済的被害を最小化しうる様々な対策に関する事。
- 5 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関する事。
- 6 災害復旧に関する事。
- 7 防災訓練に関する事。
- 8 防災思想の普及に関する事。

第2節 計画の構成

本計画は、以下の10章から構成される。

- | | |
|------|-------------|
| 第1章 | 総則 |
| 第2章 | 寿都町の概況 |
| 第3章 | 防災組織 |
| 第4章 | 予防計画 |
| 第5章 | 災害応急対策計画 |
| 第6章 | 震災対策計画 |
| 第7章 | 事故災害対策計画 |
| 第8章 | 災害復旧計画 |
| 第9章 | 防災訓練計画 |
| 第10章 | 防災思想普及・啓発計画 |

第3節 用語

この計画において次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

| | |
|-------|-----------------------------|
| 基本法 | 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号） |
| 救助法 | 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号） |
| 防災会議 | 寿都町防災会議 |
| 本部（長） | 寿都町災害対策本部（長） |
| 計画 | 寿都町地域防災計画 |
| 災害 | 災害対策基本法第2条第1号に定める災害 |

第4節 計画の修正要領

寿都町防災会議は、基本法第42条の定めるところにより計画に随時検討を加え、概ね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとし、計画の部分的な修正についても同様とする。

なお、軽微な修正については会長が修正し、次の防災会議に報告するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態を著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって、計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他寿都町防災会議会長が必要と認めたとき。

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱

寿都町防災会議の構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱は別表1のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するにあたり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講じるものとする。

- 1 指定地方行政機関
 - (1) 小樽開発建設部（岩内道路事務所）
 - ア 所轄国道について、維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧に関すること。
 - (2) 札幌管区气象台
 - ア 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象等の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに情報等の発表及び通報に関すること。台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な発表、伝達及びこれらの住民周知に関すること。
 - イ 町長が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。
 - ウ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、北海道や市町村に対す

- る気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。
- (3) 後志森林管理署（黒松内森林管理支署寿都担当区）
 - ア 林野火災の予防対策を樹立し、未然防止を行うこと。
 - イ 治山対策に関すること。
 - ウ 災害時において寿都町から要請があった場合の緊急復旧資材の供給に関すること。
- (4) 第一管区海上保安本部小樽海上保安部
 - ア 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。
 - イ 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。
 - ウ 災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。
 - エ 海上における人命の救助に関すること。
 - オ 海上交通の安全確保に関すること。
 - カ 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。
 - キ 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (5) 北海道総合通信局
 - ア 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。
 - イ 非常通信協議会の運営に関すること。

2 北海道

- (1) 後志総合振興局
 - ア 後志総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務運営、企画を行うこと。
 - イ 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄、その他災害予防措置を講じること。
 - ウ 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。
 - エ 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、総合調整を図ること。
 - オ 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。
- (2) 小樽建設管理部（蘭越出張所）
 - ア 管轄道路、河川、海岸、漁港及び指定急傾斜地の災害予防、復旧対策の実施に関すること。
 - イ 水防活動の技術指導に関すること。
 - ウ 関係河川の水位、雨量の情報収集及び報告に関すること。
- (3) 後志保健福祉事務所
 - ア 医療班の編成、調整指導を行うこと。
 - イ 応急対策に必要な人員及び器材の連絡調整を行うこと。
 - ウ 災害時における防疫措置に関すること。
 - エ 避難所における衛生施設の管理指導を行うこと。

3 北海道警察

- (1) 寿都警察署
 - ア 災害時において、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等を行うこと。
 - イ 災害に関する情報等の伝達及び収集を行うこと。

- 4 寿都町
 - (1) 町長部局
 - ア 寿都町防災会議に関すること。
 - イ 寿都町災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。
 - ウ 防災に関する組織の整備及び資材の備蓄、その他災害予防措置の実施に関すること。
 - エ 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策実施に関すること。
 - オ 自主防災組織の充実を図ること
 - カ 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。
 - (2) 寿都町教育委員会
 - ア 災害時における被災児童及び生徒の救護及び応急教育の指導に関すること。
 - イ 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。
- 5 岩内・寿都地方消防組合
 - (1) 消防寿都支署及び寿都消防団
 - ア 災害時における消防又は水防等被害の拡大防止、災害の鎮圧等の直接業務を行うこと。
 - イ 災害時において、住民の避難誘導及び人命の救助を行うこと。
- 6 指定公共機関
 - (1) 東日本電信電話(株)北海道支店
 - ア 非常及び緊急通話の取扱いを行うほか、重要通信の確保を図るため必要な措置を講じること。
 - イ 気象官署からの警報等を関係機関に伝達すること。
 - (2) 郵便事業(株)倶知安支店（寿都集配センター）
 - ア 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保に関すること。
 - イ 郵便の非常取扱いに関すること。
 - (3) 郵便局(株)寿都郵便局
 - ア 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
 - (4) 北海道電力(株)小樽支店岩内営業所（寿都営業所）
 - ア 災害時における電力の円滑な供給を行うこと。
 - イ 電力施設の災害復旧見込み等の周知を行うこと。
- 7 指定地方公共機関
 - (1) 寿都医師会
 - ア 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療及び助産、その他防疫対策に協力すること。
 - (2) 社団法人北海道薬剤師会後志支部
 - ア 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと
 - (3) 社団法人北海道獣医師会及び支部
 - ア 災害時における飼養動物の対応を行うこと
 - (4) 社団法人北海道バス協会及び札幌地区バス協会
社団法人北海道トラック協会札幌地区トラック協会後志支部
 - ア 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと
- 8 その他防災上重要な機関及び団体
 - (1) 寿都超短波漁業無線共同利用組合
 - ア 気象予報及び特別警報・警報・注意報、並びに情報等の船舶への周知を行うこと。

- (2) 日本水難救済会寿都救難所
 - ア 沿岸における海難救助を行うこと。
 - イ 漁港等防災対策の協力を行うこと。
- (3) 寿都町漁業協同組合、寿都水産加工業協同組合、ようてい農業協同組合
 - ア 共同利用施設の災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。
 - イ 被災組合員等に対する資金の融資及び斡旋を行うこと。
- (4) 寿都商工会、北海道銀行寿都支店、北海信用金庫寿都支店
 - ア 災害時における物価の安定及び救助物資の確保について協力すること。
 - イ 被災商工業者に対する経営指導及び資金の融資、斡旋を行うこと。
- (5) 町内会・婦人会・青年団等
 - ア 災害時において、住民の避難誘導、被災者の救護対策への協力を行うこと。
 - イ 被災者に対する炊き出し等の協力をすること。
- (6) 運送事業者
 - ア 災害時における救援物資の緊急輸送の支援を行うこと。
- (7) 危険物施設の管理者
 - ア 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
- (8) 寿都診療所及び祁答院医院並びに寿都歯科診療所並びに星歯科医院
 - ア 災害時における医療、防疫対策に協力すること。

第6節 住民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

1 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、道、市町村及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

- (1) 平常時の備え
 - ア 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
 - イ 飲料水、食糧等の備蓄、救急用品等の非常持出用品の準備
 - ウ 隣近所との相互協力関係のかん養
 - エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
 - オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
 - カ 災害時要援護者への配慮
 - キ 自主防災組織の結成

- (2) 災害時の対策
 - ア 近隣における被災状況の把握
 - イ 近隣の負傷者・災害時要援護者の救助
 - ウ 初期消火活動等の応急対策
 - エ 避難場所での自主的活動
 - オ 防災関係機関の活動への協力
 - カ 自主防災組織の活動
- (3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努めるものとする。

2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において、防災体制の整備や防災訓練の実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

- (1) 平常時の備え
 - ア 災害時行動マニュアルの作成
 - イ 防災体制の整備
 - ウ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (2) 災害時の対策
 - ア 事業所の被災状況の把握
 - イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
 - ウ 施設利用者の避難誘導
 - エ 従業員及び施設利用者の救助
 - オ 初期消火活動等の応急対策
 - カ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

3 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、災害対策第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努めるものとする。